

姫路市下水処理場等
運転管理業務委託共通仕様書

姫路市下水道管理センター

姫路市下水処理場等運転管理業務委託共通仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、姫路市が委託する公共下水道終末処理場、前処理場（混和槽を含む。以下同じ。）、中継ポンプ場、雨水ポンプ場、マンホール形式ポンプ場、雨水貯留施設及び太陽光発電設備の運転操作及び保守点検等の業務の委託に係る仕様を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この共通仕様書において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理場等 第3条で定める委託の対象となる施設をいう。
- (2) 常駐処理場等 前号に掲げる施設のうち、受託者が常駐管理する施設をいう。
- (3) 巡回処理場等 第1号に掲げる施設のうち、受託者が巡回管理する施設をいう。
- (4) 監督員等 監督員通知書で通知する姫路市職員及びその代理者をいう。
- (5) 非常事態 通常の委託業務を除く、次に掲げる事態が発生した場合とする。

ア 地震が発生し、各処理場等の属する地域にて「姫路市地域防災計画」に定める防災指令第2号が発令された場合。

イ 姫路市で大雨若しくは洪水の気象警報が発令された場合又は処理場等に被害が予見される場合。

ウ その他の災害若しくは事故等が発生し、処理場等に被害が発生した場合又は予見される場合。

(対象施設)

第3条 委託業務の対象となる施設の種類、施設名、所在地及び管理方式は、特記仕様書に定めるとおりとする。

(委託業務)

第4条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運転操作監視業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 水質試験業務
- (4) 事務業務
- (5) その他の業務

(再委託を禁止する業務)

第5条 本業務のうち、次の各号に掲げる業務は第三者への再委託を禁止する。

- (1) 運転操作及び監視に関する業務
- (2) 計量証明を伴う外部委託を除く水質試験業務

(3) 緊急対応に関する業務

(法令等の遵守)

第6条 受託者は、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）及びその他関係法令を遵守するとともに、処理場等の機能を十分に達成できるよう誠実に委託業務を履行しなければならない。

第2章 業務体制

(委託業務の時間)

第7条 委託業務の遂行時間は、特記仕様書に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、第13条に定める非常事態発生時の対応、その他必要があるときは、受託者は、監督員等の指示に従って委託業務を行わなければならない。
- 3 前項の規定に対応するため、受託者は、常時対応できる体制を整えなければならない。

(組織体制)

第8条 受託者は、委託業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。

- 2 受託者は、次条に定める業務従事者に対し、機敏な行動を心掛け、態度、言葉遣いに注意して対応するよう指導しなければならない。
- 3 業務従事者の服装は、作業に安全でかつ統一されたもので、胸には名札等をつけるものと、常に清潔に保つよう努めなければならない。

(業務従事者の要件)

第9条 委託業務に従事する者の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括責任者

下水道法第22条第2項の規定に定める資格を有し、特記仕様書に定める業務経験を有すること。

(2) 副総括責任者

下水道法第22条第2項の規定に定める資格を有する者で、総括責任者を補佐し、各業務の責任者としての的確な判断ができる者。

(3) 設備点検主任者

次のいずれかに該当する者。

ア 電気設備及び機械設備等の知識技能を有し、下水道終末処理場等の維持操作の実務経験を3年以上有する者。

イ 上記と同等の知識及び技能を有する者。

(4) 水質試験主任者

次のいずれかに該当する者。

ア 化学の知識を有し、下水道終末処理場等の水質分析の実務経験を3年以上有する者。

イ 上記と同等の知識及び技能を有する者。

(5) 技術員

次のいずれかに該当する者。

ア 電気又は機械に関する専門課程を修了し、実務経験を2年以上有する者。

イ 化学に関する知識を有し、実務経験を2年以上有する者。

ウ 下水道終末処理場又はポンプ場の運転操作、点検に従事した実務経験を3年以上有する者。

エ 上記と同等の知識及び技能を有する者。

(6) 技能員

下水道終末処理場又はポンプ場の運転操作、水質分析等の作業について必要とされる技能を伴った補助業務が行える者。

2 各処理場等で必要とする前項各号の業務従事者は、特記仕様書に定める。

3 第1項第1号及び第2号の業務従事者の兼務は不可とする。

(総括責任者の職務)

第10条 総括責任者は、他の業務従事者を指揮監督するとともに、委託業務を適正かつ円滑に遂行しなければならない。

2 総括責任者は、第7条で定める委託業務の遂行時間中は原則常駐処理場等に常駐しなければならない。

3 委託業務の遂行時間中に総括責任者が不在となる場合は、代理者を定めなければならない。

(有資格者の配置)

第11条 受託者は、業務従事者の中に特記仕様書に掲げる有資格者を配置しなければならない。

(業務従事者の届出)

第12条 受託者は、業務従事者の氏名、保有資格免許等について、委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、前項の業務従事者を交替し、又は異動させる場合には、事前に委託者に届け出なければならない。

3 委託者は、委託業務の履行上著しく不適格と明らかに認められる業務従事者があった場合には、受託者に対しその理由を明示し、必要な措置を求めることができる。この場合、受託者は、速やかに委託業務に支障のないよう必要な措置をとらなければならない。

(非常事態発生時の対応)

第13条 受託者は、非常事態に備えて必要な措置が講じられるよう、業務従事者の非常招集ができる体制を確立しておかななければならない。

2 受託者は、「非常事態発生時対応の業務体制表」を作成、非常事態発生時には直ちに必要な人員を現場等に適切に配置し、監督員等に報告しなければならない。

- 3 受託者は、「非常事態発生時運転操作手順書」を作成し、非常事態発生時には、非常事態発生時対応業務を遂行しなければならない。
- 4 委託者は、非常事態発生時には、受託者に対して応急措置を求めることができる。
- 5 受託者は、非常事態発生時対応業務に従事した場合は、速やかに従事した人数、対応時間及び対応内容を監督員等に報告するものとする。

（労働安全衛生）

- 第14条 受託者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。
- 2 受託者は、委託業務履行にあたり電気、薬品類、有毒ガス、酸欠空気及び可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び作業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
 - 3 受託者は、委託業務の履行にあたり、安全対策に必要な器具等を用意するものとする。
 - 4 受託者は、委託者が別に発注した工事や点検等と作業場所が隣接又は交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障を来さないように努めなければならない。

（教育及び訓練）

- 第15条 受託者は、業務従事者に対して、必要な知識及び技能に関する教育を施し、技能等の向上を図らなければならない。
- 2 受託者は、業務従事者に対し、非常事態発生時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。
 - 3 受託者は、委託者が行う訓練に協力を求められた場合、業務に支障のない範囲で協力をするものとする。

第3章 委託業務の内容

第1節 運転操作監視業務

（運転操作監視業務の内容）

第16条 運転操作監視業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 処理場等の各種設備及び機器の運転操作及び制御
- (2) 処理場等の監視室における運転状況の監視及び記録
- (3) 処理場等の施設、設備及び機器の巡視及び記録
- (4) その他前各号に付随する業務

（運転操作）

第17条 受託者は、各種機器の使用目的、機能及び水質試験結果を十分理解し、日常の業務に従事するとともに、適正な運転操作を行わなければならない。また、故障時及び事故時等においても適切な処置をとらなければならない。

- 2 受託者は、処理場等の施設及び設備の運転操作にあたり、処理場等の施設及び設備の機能が発揮でき、かつ、過度な劣化が生じないように、適正な操作を行わなければならない。新たに増設又は改造された施設及び設備等についても同様とする。
- 3 汚泥処理に係る運転操作監視業務は、汚泥処理の管理不良によって放流水の水質を悪化させることのないよう、処理場施設全体の運転管理を念頭に置き、適切な処置を行うものとする。
- 4 大雨又は異常な水質の流入水により、放流水の水質を悪化させることが懸念される場合は、直ちに監督員等に報告し、運転操作について適切な処置を行うものとする。
- 5 各処理場等における固有の運転操作及び制御については、特記仕様書に定める。なお、委託者が特に指示する場合は、当該指示に従うこと。

(監視記録)

- 第18条 受託者は、監視室において必要な事項を監視し、記録しなければならない。
- 2 監視室の記録については、運転状況から判断し、適正な状態であることを確認しなければならない。その際、異常があれば、速やかに監督員等に報告しなければならない。
 - 3 運転管理日報、運転管理月報及び運転管理年報のデータは、遅滞なく監督員等の指定するデータファイルに入力するものとする。
 - 4 前項において、当該データを修正する必要がある場合は、監督員等と協議を行ったうえで修正するものとする。

(巡視)

- 第19条 受託者は、常駐処理場等の巡視を毎日、巡回処理場等の巡視を定期に行い、処理場等の運転状況等を確認し異常の早期発見に努めなければならない。
- 2 巡視により異常を発見した場合は、直ちに監督員等に報告し、その指示に従うものとする。

第2節 保守点検業務

(保守点検業務の内容)

第20条 保守点検業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 処理場等の施設、設備及び機器の日常点検、定期点検及び保守
- (2) 処理場等の設備及び機器の点検に伴う消耗品の交換
- (3) 処理場等の設備等周辺の清掃
- (4) 処理場等の施設、設備及び機器の故障警報、異常又は非常事態発生時の臨時点検
- (5) 処理場等の施設、設備及び機器の簡易修理、改良及び造作
- (6) その他前各号に付随する業務

(保守点検)

第21条 受託者は、処理場等の設備等の正常な運転を確保し、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を全うするため、次の各号に掲げる事項について日常点検、定期点検及び保守を行うために別紙2の「標準点検基準表」を基本として「保守点検計画表」を作成しなければならない。

- (1) 日常点検は、機器及び設備の保全を主目的とし、目視、触感等感覚的な点検及び計器による点検を行い、その結果を記録するものとする。点検の結果、調整の必要がある場合は、その調整を行い、その内容を記録するものとする。
- (2) 定期点検は、適切な周期により点検及び記録を行い、監督員等に報告するものとする。
- (3) 受託者は、各種機器が常に正常に作動するよう、給油、消耗品の交換、塗装及び清掃（機器、配管、池、槽等の清掃を含む。）等の整備を行うものとする。
- 2 受託者は、日常点検を、第7条第1項に定める委託業務の遂行時間に行うものとする。
- 3 受託者は、「保守点検計画表」の変更については、監督員等と協議のうえ行うものとする。
- 4 受託者は、保守点検業務の履行に必要とする関係法令等を熟知し、その定めるところに従って業務を行わなければならない。
- 5 受託者は、設備機器の重要性及び目的を理解したうえで、設備の構造、動作特性、性能及び機能等を熟知し、保守点検業務にあたらなければならない。
- 6 受託者は、保守点検業務に必要な機器の取扱説明書及び施設の図面等を常に整理しなければならない。
- 7 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行わなければならない。
- 8 保守点検業務は、複数人で行うなど十分に安全対策を施して行わなければならない。
- 9 各処理場等における固有の事項については、特記仕様書に定める。

（臨時点検）

第22条 受託者は、故障警報、異常又は非常事態発生時等には、処理場等の施設、設備及び機器の状況を確認し、臨時点検を実施しなければならない。

（簡易修理、改良及び造作）

- 第23条 受託者は、施設、設備及び機器の点検により発見した不良箇所、又は故障、非常事態等により発生した破損箇所等のうち、現場で修理可能なものについては、適切に処置しなければならない。
- 2 受託者は、設備及び機器に対する簡易な改良及び造作について、監督員等と協議したうえで処置しなければならない。
 - 3 受託者は、設備及び機器の塗装が剥がれている箇所及び錆が発生している箇所を、その設備及び機器に適した塗料により塗装しなければならない。
 - 4 前3項に規定する処置を行った場合において、監督員等が必要と認めた場合は、現場状況を写真に記録し、説明を付して提出しなければならない。
 - 5 第1項から第3項に規定する処置を行う場合は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。
 - 6 受託者において処置が不可能な場合は、速やかに監督員等に報告を行い、故障等報告書（様式第1号）を作成し、対応について協議するものとする。また、異常箇所の修理が完了した際は、遅滞なく監督員等に報告するとともに修理完了報告書（様式第2号）を提出するものとする。

第3節 水質試験業務

(水質試験業務の内容)

第24条 水質試験業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定期的な水質分析及び汚泥性状分析
- (2) 異常時における水質分析及び汚泥性状分析
- (3) 水質分析及び汚泥性状分析に係る試料の採取作業
- (4) 試験器具の洗浄
- (5) 分析結果の記録及び報告
- (6) 薬品の保管及び管理
- (7) 廃液の保管、管理及び処分
- (8) 委託者が別に委託した水質分析業務に係る採水作業及び立会い
- (9) その他前各号に付随する業務

2 定期的な水質分析及び汚泥性状分析の内容については、特記仕様書に定める標準水質検査業務計画を基本として水質試験業務計画書を作成し、提出すること。

(水質分析等)

第25条 水質分析及び汚泥性状分析にあたっては、前条第2項に規定された項目について測定及び分析を行い、その結果を記録し、監督員等に報告するものとする。

- 2 水質試験業務の履行にあたっては、必要とする関係法令及び分析試験方法等を熟知し、その定めるところに従って実施しなければならない。
- 3 監督員等が運転管理上必要と認める事項については、試料の採取作業及び分析を行わなければならない。
- 4 水質測定機器は、随時点検及び調整を行わなければならない。
- 5 水質試験業務により発生する廃液は、関係法令に基づき適切に保管、管理し、処分しなければならない。
- 6 受託者は、水質試験業務で使用する薬品類の取扱いには十分注意し、台帳等による在庫管理、薬品庫の施錠等、厳重な管理を行い、盗難及び紛失等の防止を図らなければならない。
- 7 受託者は、常に分析室及び器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めなければならない。

第4節 事務業務

(事務業務の内容)

第26条 事務業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監督員等との業務打ち合わせ及び報告
- (2) 日誌、運転管理日報、運転管理月報、運転管理年報及び運転記録の整理及び文書の作成
- (3) 事務室内の整理整頓
- (4) その他前各号に付随する業務

第5節 その他業務

(その他業務の範囲)

第27条 その他業務の範囲は、次の各号に掲げる事項及び特記仕様書で定めるとおりとする。

- (1) 脱水汚泥、沈砂、し渣等及び廃棄物（以下「廃棄物等」という。）の搬出準備、場外搬出時の立会い及び積み込み作業
- (2) 処理場等の清掃並びに植栽の剪定及び草刈り
- (3) マンホール形式ポンプ場等槽内の簡易な清掃
- (4) 処理場等施設の開錠及び施錠の確認
- (5) 処理場等施設の火災予防
- (6) 委託者が行う工事及び保守点検等の立会い及び作業補助
- (7) 設備台帳の管理、修繕履歴等の記入業務
- (8) 処理場等の見学者対応への協力及び安全管理
- (9) その他処理場等の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

（その他業務の内容）

第28条 受託者は、廃棄物等の搬出準備にあたっては、監督員等の指示により所定の場所にそれらを集積するものとする。また、受託者は、廃棄物等の場外搬出時の立会い及び積み込み作業にあたっては、事故等がないよう細心の注意を払い、運搬者に対し適切な誘導等を行わなければならない。

- 2 受託者は、処理場等の清掃については、処理場等の快適な作業環境づくり及び美化のため随時行わなければならない。
- 3 受託者は、処理場等の植栽の剪定及び草刈りについては、維持管理上支障のないよう随時行わなければならない。
- 4 受託者は、マンホール形式ポンプ場等槽内の簡易な清掃にあたっては、除塵、除砂及びスカム除去等を必要に応じて行わなければならない。
- 5 受託者は、処理場等施設の開錠及び施錠にあたっては、厳重に管理し、現場における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止を図らなければならない。
- 6 受託者は、処理場等施設の火災を未然に防止するため、各処理場等に火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を行い、火災の防止を図らなければならない。
- 7 受託者は、工事及び保守点検等の立会い及び作業補助については、監督員等の指示により適宜行うものとする。
- 8 受託者は、設備台帳の管理について、委託者が指定する様式を使用するものとし、修繕等を行った場合には随時その履歴を記入しなければならない。また、台帳管理について、破損又は紛失等のないようにし、委託者の求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 9 受託者は、処理場等の見学者対応にあたっては、場内の案内に協力し、また、案内通路の安全確保を図らなければならない。

第4章 支給物品等

（物品及び経費の負担区分）

第29条 委託業務の履行に必要な経費のうち次の各号に掲げるものは、委託者が負担する。

- (1) 水処理用薬品
 - (2) 汚泥処理用薬品
 - (3) 脱臭装置用薬品
 - (4) 脱臭装置用活性炭
 - (5) 処理水滅菌用薬品
 - (6) 水質試験用薬品
 - (7) 非常用自家発電機用燃料
 - (8) 草刈機用燃料
 - (9) オイル及びグリス等
 - (10) 工作に必要な鋼材、木材、配管及び補助材
 - (11) 機器類の消耗部品
 - (12) 水質試験用機器及び消耗品
 - (13) 補修に必要な部材及び塗料等
 - (14) 光熱水費（電気、ガス、水道）
 - (15) 委託者が設置した設備に係る電話料金
 - (16) 特殊機器（電気工作物、消防設備等）の法定点検に係る費用
 - (17) その他委託者が必要とするもの
- 2 受託者は、前項第1号から第15号までの使用にあたっては、節約等により経費の節減に努めなければならない。
- 3 第1項に掲げるもの以外の経費は、受託者が負担する。
- 4 受託者が調達する車両及び物品は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 連絡用自動車
 - (2) 日常使う家具、備品及び消耗品
 - (3) 保守点検に使用する一般的な工具、測定機器
 - (4) 酸素濃度及び硫化水素濃度測定装置
 - (5) 委託業務の遂行に必要な前号以外のすべての安全対策器具
 - (6) その他業務の遂行上必要な車両及び物品
- 5 マンホール形式ポンプ場の点検業務等、道路使用許可の必要な作業を行う場合、その申請及び交通誘導員の手配等、当該行為に係る一切の経費は、受託者の負担とする。

（物品の管理）

第30条 受託者は、前条第1項第1号から第13号までに掲げる物品（以下「支給物品」という。）の入出庫を、支給物品台帳にて管理し、用途を明確にしておかなければならない。

- 2 支給物品の管理は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 薬品等は、品質等が劣化しないように管理するとともに、薬品により施設の劣化及び損傷が生じないように留意して管理しなければならない。
 - (2) 受託者は、在庫不足により運転管理業務に支障を来たすことがないように、常に支給物品の在庫を把握しなければならない。
 - (3) 受託者は、処理場等の場内に保管する支給物品については、常に整理整頓に努めなければ

ばならない。

(機器備品等の使用)

第31条 委託者は、委託業務の遂行上必要な機器、備品、工具、完成図書及び鍵等（以下「機器備品等」という。）を、委託者の業務に支障のない範囲において、無償で受託者に使用させることができるものとする。

2 機器備品等の点検及び清掃等、使用上の管理に係る費用は受託者の負担とする。

3 受託者は、委託業務が完了した場合又は契約が解除された場合には、委託者に対し、機器備品等を直ちに返還しなければならない。委託業務内容の変更等により不用となったときも同様とする。

4 受託者は、自己の故意又は過失により機器備品等が滅失若しくは損傷し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復旧し、又は損害を賠償しなければならない。

第5章 業務書類等

(業務年間計画書等)

第32条 総括責任者は、委託業務を履行するにあたっては、契約後直ちに業務着手届及び別紙1の「運転管理業務年間計画書作成要領」に基づき、関係書類を監督員等に提出しなければならない。

2 総括責任者は、毎月25日までに翌月の業務計画を記載した書面（以下「月間業務計画書」という。）を監督員等に提出しなければならない。

3 総括責任者は、前項の月間業務計画書を変更する場合は、事前に監督員等と協議のうえ、変更後の月間業務計画書を提出しなければならない。

4 総括責任者は、第1項で作成した業務年間予定表に、その業務の実施状況を追記し、各年度終了後、速やかに監督員等に提出しなければならない。

5 監督員等は、提出された書類について必要と認める場合には、その内容の修正を求めることができるものとする。

(月報等)

第33条 総括責任者は、次の各号に掲げる書類を監督員等に提出しなければならない。

- (1) 運転管理日報
- (2) 運転管理月報及び運転管理年報
- (3) 定期点検記録
- (4) 水質試験月報
- (5) 業務月間報告書
- (6) 汚濁負荷量月報告様式
- (7) 支給物品使用状況報告書
- (8) 委託業務完了報告書

(9) その他監督員等の指示するもの

- 2 総括責任者は、前項第2号から第8号までの書類は翌月10日までに、前項第9号の書類は監督員等の指示に従い、遅滞なく提出及び報告しなければならない。

第6章 雑則

(施設の使用)

第34条 委託者は、事務室、休憩室、倉庫等の委託業務を遂行するうえで必要な施設を委託者の業務に支障のない範囲において、無償で受託者に使用させるものとする。

- 2 受託者の責めにより、施設を損傷させた場合は、受託者の負担により原状に復旧し、又は損害を賠償しなければならない。
- 3 施設の清掃等、使用上の管理に係る費用は、受託者の負担とする。

(受託者による効率化方策の提案)

第35条 総括責任者は、処理場等の効率的な管理及び光熱水費の削減に対しての方策に関し、監督員等に提案することができるものとする。

- 2 前項により、提案があった場合において、監督員等は、総括責任者と協議のうえ、必要に応じ運転管理についての方針に反映するものとする。

(委託業務完了の措置)

第36条 受託者は、委託業務が完了する際は完了の前日15時までに、監督員等の立会いのもと、支給品の在庫状況の確認および使用した施設、機器備品等の現状の確認を受け、監督員等の指示に従わなければならない。

- 2 前項で確認した状況について、業務委託の完了の際に、薬品等継続して使用する支給品および委託業務の終了までに変更があったものについて速やかに報告を行わなければならない。
- 3 受託者は、委託者が別途選定した後継事業者（以下「後継事業者」という。）が委託業務を支障なく遂行できるよう、必要な措置を取らなければならない。
- 4 委託業務の完了日には、監督員等の立会いのもと後継事業者へ業務を引き継がなければならない。ただし、後継事業者が受託者と同一の場合はこの限りではない。

(後継事業者への引継ぎ)

第37条 受託者は、監督員等との協議により定める期間において、委託業務に係るすべての事項について後継事業者へ引継ぎを行わなければならない。

- 2 受託者は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を後継事業者が把握できるように、業務引継書を作成したうえで、業務委託の完了の前日15時までに監督員等立会いのもと、受託者と後継事業者との間で引継ぎを行うものとする。
- 3 前項の業務引継書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 通常運転時における設備機能の発揮状況
 - (2) 機械設備等の振動又は異音等の状態
 - (3) 機械設備等の調整及び故障状況

(4) 処理場等の運転に係る留意事項（水質、機械、電気）

(5) 非常事態発生時の対応内容

(6) 委託業務完了日における業務分担

(7) その他留意事項

4 受託者は、前2項に基づき作成した業務引継書に記載された内容について、後継事業者から説明等の申出があった場合には、誠意をもって対応しなければならない。

5 受託者は、第2項に定める引継ぎ完了後、委託業務完了までの間に、受託者と後継事業者の双方の記名押印のうえ、業務引継書を委託者に提出しなければならない。

（委託業務の開始）

第38条 受託者は、委託業務を開始するにあたり、自らの責任において業務従事者に対する技術指導を行い、正常な運転管理を継続させなければならない。

2 委託業務の開始日は、監督員等の立ち合いのもと業務開始を行わなければならない。ただし、受託者が開始日以前から業務を行っていた場合についてはこの限りではない。

（その他の事項）

第39条 この委託業務に伴って得られるすべての資料等は、委託者に帰属するものとする。

（疑義等）

第40条 この共通仕様書に疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方協議のうえ、定めるものとする。